

## 令和4年度事業計画

### 基本方針

昨年度は、コロナ禍社会の中、制約と自粛の年となり、事業展開に制限せざるを得ない状況がありました。しかしながら、コロナ禍による減収により生活が困窮する方が浮き彫りになる中、社協は最後の砦として人々の生活を守る活動を展開することができました。

令和4年度は、第6次地域福祉活動計画を基本として、地域共生社会の実現のための第一歩の年度ととらえております。社協が目指す目標である「地域の課題を我が事として捉え」、「地域の力で丸ごと解決しよう」とすることが、地域共生社会の実現そのものと考えております。その具体的取り組みとして、令和5年度からの重層的支援体制整備事業の基盤整備を市と連携を図りながら推進してまいります。

住民の多くが後期高齢者となる2025年は目前となりました。福祉課題の解決手法が地域の力に頼ろうとしている今日、コロナ禍社会にあって新しい生活様式のモラル再構築を急ぐとともに、一早い地域共生社会を実現させるため社協役職員一丸となり取り組んでまいります。

### 重点目標

#### I 相談窓口と調整（ネットワーク）

##### (1) ふれあい・支え合いの地域づくり

委託事業として2年目を迎える、地域共生社会体制整備事業については、令和5年度からの重層的支援体制整備事業に移行するための基盤づくりに努めていきます。その取り組みとして地域共生社会体制整備事業の総合相談窓口からの複合的課題に対して、多機関協働の連携を図りながら関係機関との仕組みづくりの構築に努めていきます。また、生活支援体制整備事業では、地域をよくするための支え合い協議体活動である地域福祉活動推進会議の充実を図っていきます。その他、地域包括支援センターとの連携を図りながら、福祉のネットワーク構築に繋げていきます。

#### II 協力者・支援者（マンパワーリスト）

##### (2) 地域福祉を担う人づくり

地域のニーズに応じた人材を世代や分野を超えて発掘し、ボランティアと連携して知識機能の向上を図ります。そして、地区役員や委嘱委員、専門家など地域を支える人材を「丸ごとリスト」として集成し地域の支え合い活動を充実強化していきます。

#### III 集会・行事・活動の場（場の提供）

##### (3) 地域福祉を推進するしくみづくり

社協支部を中心に、地域内の集会・行事・活動の場の整備を進めながら、合わせてサロンや通いの場の充実を図りながら、子育て支援と親子交流、世代間交流の場を拡充していきます。

##### (4) 安全・安心して生活できる環境づくり

地域で安心して生活できるよう、生活困窮者の支援体制を強化しつつ、法人後見事業の受任も増加する中、市民後見人の継続育成に努めていきます。また、災害時の福祉避難や災害ボランティア活動の体制を整備し適切な運用ができるよう努めていきます。

#### □組織の整備・強化

指定管理者として、誰もが安心して利用できる施設運営を目指すとともに、会員や利用者の意見に耳を傾け、適切な委員会開催と財政運営とともに職員体制を整備していきます。

## I 相談窓口と調整（ネットワーク）

### （1） ふれあい・支え合いの地域づくり

#### <重層的支援体制整備移行準備事業>

##### ◆包括的相談支援の仕組みの整備・強化

・地域における複合的課題に対して、地域共生社会という概念に基づいて、市と連携し高齢者、障がい者、子ども、引きこもり、生活困窮者の包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みとして重層的支援体制整備事業を目指していきます。

#### □ふくし総合相談窓口（相談支援包括化推進会議の設置）

身近な社会福祉法人連絡会の相談窓口及び既存の相談窓口と連携しながら、さまざまな相談に対応できる窓口として充実していきます。

〈既存の相談窓口〉

##### ① 法律相談事業

法的問題解決のため、弁護士による「法律相談」を実施していきます。

##### ② 心配ごと相談事業

身近な困り事を解決するため、人権擁護委員、行政相談委員、民生委員児童委員等が相談に応じるほか、関係機関との連絡調整を行っていきます。

##### ③ 福祉サービス利用者苦情解決事業

福祉サービス利用者の利益を保護するため、第三者委員による苦情解決に努めていきます。

##### ④ 婚活応援相談事業

結婚を希望する男女が、健康で幸せな生活を送ることができるように結婚相談や紹介、出会いの場づくりなど支援事業を推進するほか、登録会員数の増加策にも取り組んでいきます。

##### ⑤ 子どもの総合相談窓口事業

子どもに関する総合的な窓口を充実し、子育て支援センター「わくわくらんど」を中心に、子どもに関する相談をはじめ子どもの居場所づくりなどの設置運営に関する支援を行います。また、相談支援業務を通し地域で子どもを支える体制の整備も進めていきます。

##### ⑥ たてばやし後見支援センター事業

後見制度に関する内容を幅広く相談に応じることにより、利用しやすくわかりやすい制度として充実を図っていきます。

##### ◆地域をつなげる福祉ネットの充実

#### <福祉ネット>

##### ① 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

支部社協の地区役員をはじめ、市町村・医療関係・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、介護予防や地域の高齢者のさまざまな相談に応じ、介護予防ケアプランの作成などを行っていきます。

## ② 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活ができるよう地域介護の体制づくりを支援していきます。そのため、各地社協支部に設置した地域福祉活動推進会議を中核に、住民の主体的活動やボランティア、NPO法人、各種団体等地域の多様な主体が実践する活動を体系的に整備し、地域のネットワーク体制を構築しサービス提供に繋げていきます。

## ③ 地域共生社会体制整備事業（重層的支援体制整備事業へ）

地域住民が抱える様々な福祉の課題を解決するためのふくし総合相談窓口を設置し、複合的課題に対して多機関連携等により解決するための支援会議及び重層的支援会議の仕組みづくりを令和5年度からの重層的支援体制整備事業に向けて構築していきます。

# Ⅱ 協力者・支援者（マンパワーリスト）

## （2）地域福祉を担う人づくり

### ◆地域で元気な福祉教育の推進

#### ① 福祉教育の推進

群馬県社会福祉協議会が指定する福祉協力校や継続して指定を受けた学校などで福祉教育を推進し、さまざまな福祉課題を学習するとともに、地域の福祉課題解決に向けた実践を疑似体験活動などにより支援していきます。

#### ② 福祉サービスの充実

福祉協力校に対する体験学習などの支援とともに、未来のボランティアを育成するため小・中学校ボランティアスクールを開催していきます。

### ◆ボランティアセンター機能の充実

#### ① ボランティアセンター運営委員会

ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会を定期的に開催していきます。

#### ② ボランティア活動保険

ボランティアセンターを拠点にボランティアに関する相談に応じ、安心してボランティア活動ができるようボランティア活動保険加入を促進していきます。

### ◆地域福祉ニーズに対応した人材育成

#### ① ボランティア育成講座

高齢者など日常生活に支障を来す人々を地域で支えていけるよう、ニーズに応じたボランティアを育成するため支部社協と連携し、ボランティア講座を開設するなど人材育成に努めていきます。

## ② 介護支援ボランティア

高齢者の生きがいづくりや介護予防活動に取り組み、介護保険施設等での介護支援ボランティアを育成するほか、在宅介護に取り組む家族を支えるボランティア活動を充実していきます。

## ③ 手話奉仕員養成事業

聴覚障がい者の理解を深めるため手話奉仕員養成講座を板倉町・明和町と合同で開催していきます。(入門・基礎・フォローアップ研修会)

## ④ 市民後見人養成講座

判断能力の薄れた高齢者や障がい者の権利を擁護し、安心して暮らせるよう市民後見センターの活動を中核に、市民後見人や後見支援員など人材の育成に努めていきます。

## ◆NPO法人・住民活動の連携・充実

### ① NPO 法人連絡協議会

市内NPO法人の連携を促進し、研修・情報交換をとおしてNPO法人の活性化を図っていきます。

### ② 住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいサービス）

概ね60歳以上の方や障がい者、母子・父子世帯、産前産後の妊産婦などで日常生活を営む上で支援が必要な方に家事援助などの生活支援サービスを提供していきます。

### ③ 買い物支援サービス

身近に商店が無く交通も不便で、さらには免許返納により移動手段が無いなど交通事情の理由で買い物に困っている高齢者を支部社協及び社会福祉法人連絡会等と連携し支援していきます。

### ④ 助成金交付

社協支部、市・地区民生委員児童委員等に対し助成金を交付します。また、地域における団体活動支援のため、ボランティア団体や当事者団体の福祉団体に対し、助成金の交付を行っていきます。

## Ⅲ集会・行事・活動の場（場の提供）

### （3）地域福祉を推進するしくみづくり

#### ◆社協支部活動の支援・強化

##### <社協支部活動の充実>

#### ① 社協支部活動の充実

地域福祉活動を三つの提案（1. 地域の相談窓口 2. 支援者・協力者 3. 活動の場）により社協支部活動を推進していきます。また、地域包括ケアシステムの二層協議体（地域福祉活動推進会議）として支え合い活動を推進していきます。

## ② 社協支部長会議

市社協と連携し支部活動を推進するため、生活支援コーディネーター（S C）として地域課題の情報を交換し協議検討するため定期的に会議を開催します。第6次地域福祉活動推進計画により「地域の支え合い活動」に つとめ総合的に地域福祉活動を推進していきます。

## ◆地域みんなで支える子育て支援

### <子育て支援>

#### ① ファミリー・サポート・センター事業

地域で子育てを支援するため会員組織により「ファミリー・サポート・センター」を設置し子育て世代を支援する各種の事業に取り組んでいきます。

#### ② 子育て支援センター「わくわくらんど」

地域の子育て支援センターとして、相談支援、情報提供などを行うとともに、子育て中の親子の場を提供するなど交流の促進を図っていきます。

## ◆地域住民の場の提供

### <場の提供>

#### ① ふれあい・いきいきサロン、通いの場、地域ミニデイ

閉じこもりを防止し介護予防を推進するため、地域で企画協力して進める交流の場、「ふれあい・いきいきサロン」、「通いの場」、「地域ミニデイ」等を増新設することで、地域の交流と人々のつながりを強化していきます。

#### ② 認知症カフェ

認知症カフェを定期的で開催し、認知症について相談できる場の提供に努めていきます。

## ◆情報発信の充実・強化

### <情報発信>

#### ① 福祉まつり

子どもから高齢者や障がい者、ボランティア・福祉関係団体等が一堂に会した住民総参加による「福祉まつり」を開催していきます。

#### ② ふれあいスポーツ大会

高齢者や障がい者等が一堂に集まり、軽スポーツを通じた健康づくりや仲間づくりを推進する「ふれあいスポーツ大会」を開催していきます。

#### ③ 社協だより

「社協だより」を年5回発行し、市社協の事業や支部社協、ボランティア団体等の活動を紹介するなど、地域の話題や福祉情報を提供するとともに各種PR活動を推進していきます。

#### ④ 点字広報・声の広報発行事業

視覚障がい者の社会生活向上を図るため、広報誌（社協だより等）の朗読CDを発行するとともに、点訳による情報の発信に努めていきます。

#### ⑤ ホームページ

定期的にホームページを更新し、各地福祉活動の近況や先進事例、トピックや申請書類など福祉情報の発信に努め情報の見える化を進めていきます。

## ⑥ マスコットキャラクターの活用

各種イベント等に本会マスコットキャラクター「た〜てん」を活用し、市民に親しまれる社協として取り組んでいきます。

## (4) 安全・安心して生活できる環境づくり

### ◆高齢者・障がい者とも安心できる環境

#### <給付事業>

##### ① 紙おむつ・尿漏れパット給付事業

介護者の負担軽減・経済的支援を目的に寝たきり高齢者や要介護者、障がい児(者)等に対し、紙おむつ・尿漏れパットを給付していきます。

#### <給食事業>

##### ① 会食サービス及び配食サービス

ひとり暮らし高齢者等の孤独感を解消し、食事による栄養確保を図るか、安否確認などを目的に会食及び配食サービスを提供していきます。

#### <介護サービス>

##### ① 居宅介護支援事業

介護支援専門員が、関係機関との連携を図り、その方のニーズに即した居宅介護（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成していきます。市の委託を受け、要介護（要支援）認定調査を行っていきます。

##### ② 訪問介護事業・障がい者居宅介護事業等

要介護者に対し、生活援助や身体介護サービスを提供し、要支援者に対し、介護予防を目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」における指定第1号事業（訪問介護従前相当サービス・訪問型サービスA）を提供していきます。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づき、身体、知的、精神障がい者、障がい児、難病等の居宅介護・重度訪問介護事業を提供していきます。

##### ③ 訪問入浴介護事業

要介護者及び障がい者で入浴が困難な方に対し、入浴サービスを提供していきます。

市の委託を受け、障がい者に対する訪問入浴を提供していきます。

##### ④ 通所介護事業

要介護者に対する通所介護事業及び要支援者に対する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業（通所介護従前相当サービス）を提供していきます。

利用者の意向を把握し、体操やレクリエーション等企画内容を見直し、さらなるサービス内容の充実を図り利用者の増加に努めていきます。

#### <派遣事業>

##### ① 手話通訳者派遣事業

専任の手話通訳者を配置し、聴覚障がい者のコミュニケーション保障と社会生活の向上を図るために手話通訳者の派遣事業を継続していきます。

## ② 要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等を対象に、コミュニケーション保障と社会生活の向上を図るために、要約筆記者の派遣事業を継続していきます。

## <寝具乾燥殺菌>

### ① 寝具乾燥殺菌事業

寝たきり高齢者等が衛生的な日常生活が送れるよう、寝具の丸洗い・乾燥殺菌事業を継続していきます。

## <防災>

### ① 災害ボランティアセンター

災害ボランティアの育成を進めるとともに、災害時における災害ボランティアセンターの設置やボランティア派遣の体制を確保していきます。

### ② 自主防災組織

行政と連携し、自主防災組織を活用し災害時には利用者や地域住民が安全に避難できるよう各種の想定訓練に取り組んでいきます。

### ③ 福祉避難所

災害等発生時に福祉避難所を速やかに開設できるよう、地域防災協力員とともに福祉避難所設置訓練を継続して実施していきます。

### ④ 福祉避難計画の整備

市と連携し災害時通信手段の維持確保に努めるほか、地域包括支援センターや支部社協と連携し地域の要援護者の安全な避難が確保されるよう地域福祉避難計画を支部単位に策定していきます。

## <生活困窮>

### ① 生活福祉資金貸付事業

生活困窮者自立支援事業により低所得者世帯、障がい者、高齢者世帯等に各種資金の貸付・相談支援を行い、対象世帯の経済的自立を促すとともに生活意欲が高まるよう助長していきます。

### ② 生活困窮者救済事業

生活に困窮している方を対象に、緊急的かつ一時的支援として食料支援を行うほか、ライフラインが停止してしまった方に物品支援を行います。また、継続的な困窮生活に陥った場合は、他機関と連携し対策を講じていきます。

## <権利擁護>

### ① 日常生活自立支援事業（館林市管内）

認知症高齢者や知的・精神障がい者が安心して地域で暮らしていけるために福祉サービス利用援助や金銭管理の支援を行う「日常生活自立支援事業」の利用促進に努めていきます。

### ② たてばやし後見支援センター

親族や関係機関への成年後見制度の相談支援・申立支援や成年後見制度のPRをとおして成年後見制度が利用しやすい環境を整えていきます。また、後見人養成講座の開設や受講者をスキルアップさせる後見人支援員や協力員を養成するなど中核機能を充実させていきます。

### ③ 法人後見事業

後見人等が必要な高齢者・障がい者をはじめ、日常生活自立支援事業利用者等で判断能力が低下し成年後見制度に移行する場合などは、社協が後見人となり継続的に一体的に支援する「法人後見事業」に取り組むほか、地域で支えていく体制を充実するため社協支部と連携し制度の理解者や協力者を養成していきます。

## □組織の整備・強化

### ◆自主財源の確保

#### <財源確保>

#### ① 社協会費（一般会費、法人会費）

会費用途を明記した会費募集用封筒を毎戸配布し、社協会費への理解を深めてもらい地域福祉活動費の財源確保に繋げていきます。

また、市の推進する地域福祉活動をはじめとする多種多様な福祉対策を事業化し、市の委託事業や補助事業として受託するなどして財源を確保するとともに、各種福祉施設の指定管理業務を受託していきます。

### ◆適正な委員会の運営及び職員の配置

#### <組織強化>

#### ① 事会、評議員会

法人運営の「執行機関」である理事会、「議決機関」である評議員会を適切に開催し、本会運営の充実を図っていきます。

#### ② 企画委員会、財政委員会、広報委員会

法人で実施する事業の検討・企画立案、財政状況の把握・改善、啓発などについて審議する委員会を定期的で開催していきます。

#### ③ 有資格者の職員の配置

必要な知識や技能を習得し、市民から信頼される組織づくりを目的とし職員の資格取得（社会福祉士、精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員・衛生管理者・危険物取扱者等）を促進していきます。

### ◆指定管理者としての施設活用

#### <指定管理>

#### ① 適正な施設運営

指定管理者として、公正・公平な施設運営、各種交流事業の実施により、センター利用者の満足度の向上を図るとともに、ボランティア団体やNPO法人、当事者団体等に対する活動支援や情報提供、ネットワーク化を推進しながら、「地域福祉の拠点」とした施設運営に取り組んでいきます。

#### ② 温水プール、浴室の利用

温水プール・浴室の運営を通して、市民相互のふれあいと健康増進を推進するとともに、特に障がい児（者）の利用支援に力を入れていきます。



### ③ 1階ふれあい通りの活用

1階ふれあい通りを会場に、子どもから高齢者・障がい者や世代を越えて楽しめるイベントを実施し、参加者が集い・交流できる場を創出していきます。

### ④ 福祉バスの有効活用

市より貸与された福祉バスを適正に管理運行し、高齢者・障がい者・子ども等の「健康増進」「社会参加の促進」「利用者相互の交流」「生活支援の充実」を図っていきます。

### ⑤ 売店運営

利用者の購買意欲が向上させるような商品の販売と喫茶スペースを有効活用した「居場所」づくりに取り組んでいきます。

## □その他

### (1) 共同募金配分事業

- ① 紙おむつ・尿漏れパット給付事業
- ② 社協だより発行事業
- ③ 地域づくり活性化事業
- ④ 認知症カフェ設置運営事業
- ⑤ 長期休暇中の宿題支援事業
- ⑥ 生活困窮者救済事業

### (2) 連携・協力体制

- ① 関係関係機関・施設・団体等との連絡調整を密にし、社協活動の推進
- ② 民生委員児童委員協議会(地域福祉研究部会)との協力体制の強化
- ③ 福祉団体連絡協議会及び加盟団体の援助
- ④ ボランティアサークル連絡会及び加盟団体の援助
- ⑤ NPO法人連絡協議会及び加盟団体の援助

### (3) 職員の福利厚生

- ① 職員の健康管理を図るため、健康診断を実施していきます。



社会福祉法人 **館林市社会福祉協議会**

〒374-0043 群馬県館林市苗木町2452-1

(館林市総合福祉センター内)

TEL 75-7111 / FAX 75-8111

[URL] <http://tshakyo.ec-net.jp/>

[E-mail] [tshakyo1@siren.ocn.ne.jp](mailto:tshakyo1@siren.ocn.ne.jp)